

第2期

稚内市子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

【概要版】



稚内市

1 計画策定の背景と目的

国では、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

本市では、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「稚内市子ども・子育て支援事業計画」を平成 26 年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできましたが、このたび計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、令和 2 年度を初年度とする「第 2 期稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画とします。

3 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「稚内市総合計画」を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。また、「稚内市地域福祉計画」など関連個別計画との連携や整合を取った計画として策定します。

4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね乳幼児期から学童期までの子どもとその家庭を対象としています。ただし、施策・事業の内容によっては、必要に応じて、対象年齢に幅をもたせるなど柔軟な対応を行います。

0 歳	0 歳	1 歳	1～5 歳	6 歳	6～11 歳	12 歳	12～17 歳	18 歳
	乳児期		幼児期		学童期（学校教育を除く放課後）		一部対象	
子ども・子育て支援法								

5 計画の期間

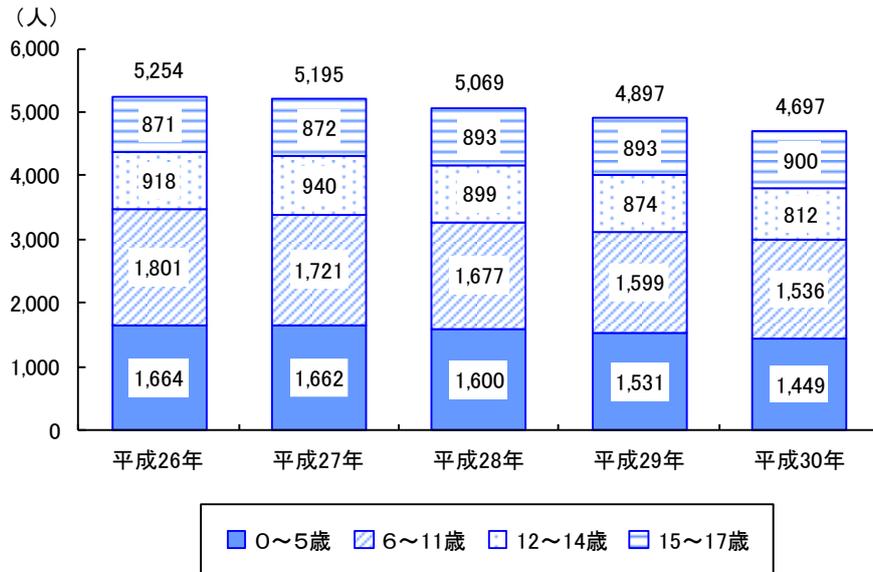
本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

6 児童数の推移

18歳未満の児童人口の推移をみると、15～17歳を除いて減少傾向となっており、児童人口の合計は、平成26年の5,254人から平成30年には4,697人に減少しています。

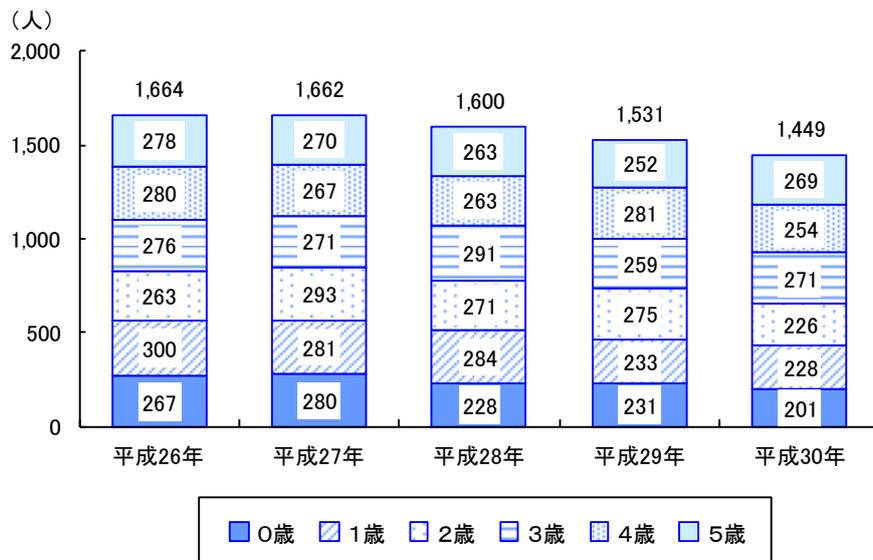
また、0～5歳の就学前児童の1歳階級別人口の推移をみると、3歳と5歳は平成29年から平成30年にかけて増加していますが、他の年齢はおおむね減少傾向となっており、平成26年から平成30年にかけて、1歳は72人減少、0歳は66人減少となっています。

図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

7 基本理念

元気はつらつ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守ります。
未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。

本市は、全ての子どもが健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、市民ぐるみの「子育て運動」に取り組んできたまちであり、昭和61年には全国で初めて「子育て平和都市宣言」を行うなど、全国に先駆けて充実した子育て環境の整備を進めてきました。

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化、保護者の労働状況の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は急速に変化しています。このような環境の変化の著しい時代であっても、子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

本市では、この「子ども・子育て支援事業計画」を通じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。また、これまで長年にわたり「子育て運動」に取り組み、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援、環境を整えてきましたが、今後も更に充実させることができるよう、引き続き取り組んでいきます。

8 基本的な視点

● 子どもの育ちを支える

本計画において、子どもの情緒の安定と、全ての子どもの健やかな育ちを支えるとともに、親や身近な大人との関わりの中で人への信頼や社会性の基盤となる人格を育成し、自我と自主性の芽生えを生きる力に育むことのできる、充実した環境づくりを更に進めます。

● 全ての子育て家庭を支える

本市の子育て支援は、保護者の子育てを肩代わりすることではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、支援することだと考えます。また、そのために地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることだと考えます。こうした支援を通じて、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合い、子育てができる環境を整え、親としての成長を支え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、取組を進めていきます。

● 地域全体で応援する

全ての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、地域が一体となって助け合い、支え合いをより深め、地域ぐるみで子どもの育ちと子育てを応援する取組の充実を図ります。

9 基本目標

【目標1】 幼児期の教育・保育の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するため、これらの事業を効果的・効率的に実施できるように取り組むとともに、質の充実に努めます。

【目標2】 子育て支援事業の充実

保育所等における定期的な保育の利用以外に、多様化する子育てニーズに対応するため、また、子育てをする家族の不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのため、子育て支援事業の充実に努めます。

【目標3】 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進

児童虐待の早期発見・早期対応、ひとり親家庭の自立に向けた支援、さらには心身に障がいや疾病をもつ子ども、子育てに不安を感じる親、生活困窮など、様々な困難を抱える家庭に必要な支援を行い、全ての子どもが夢と希望をもち成長できるよう、安心できる生活環境づくりに努めます。

【目標4】 子どもの健やかな成長に資する環境の整備

子どもたちが様々な学習の機会や人々との交流を通して、子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として将来家庭をもち、子どもを産み育てることができるよう、学校、家庭、地域における教育環境を充実させ、全ての子どもの健やかな学びと育ちを支えていきます。

【目標5】 母子の健康増進の推進

妊娠から出産、育児まで、母子の心身の健やかな成長を支援していくために、子どもの成長に合わせたライフステージの変化に対応し、母子保健を中心とした様々なサービスの提供と、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携による母子の健康づくりを進めます。

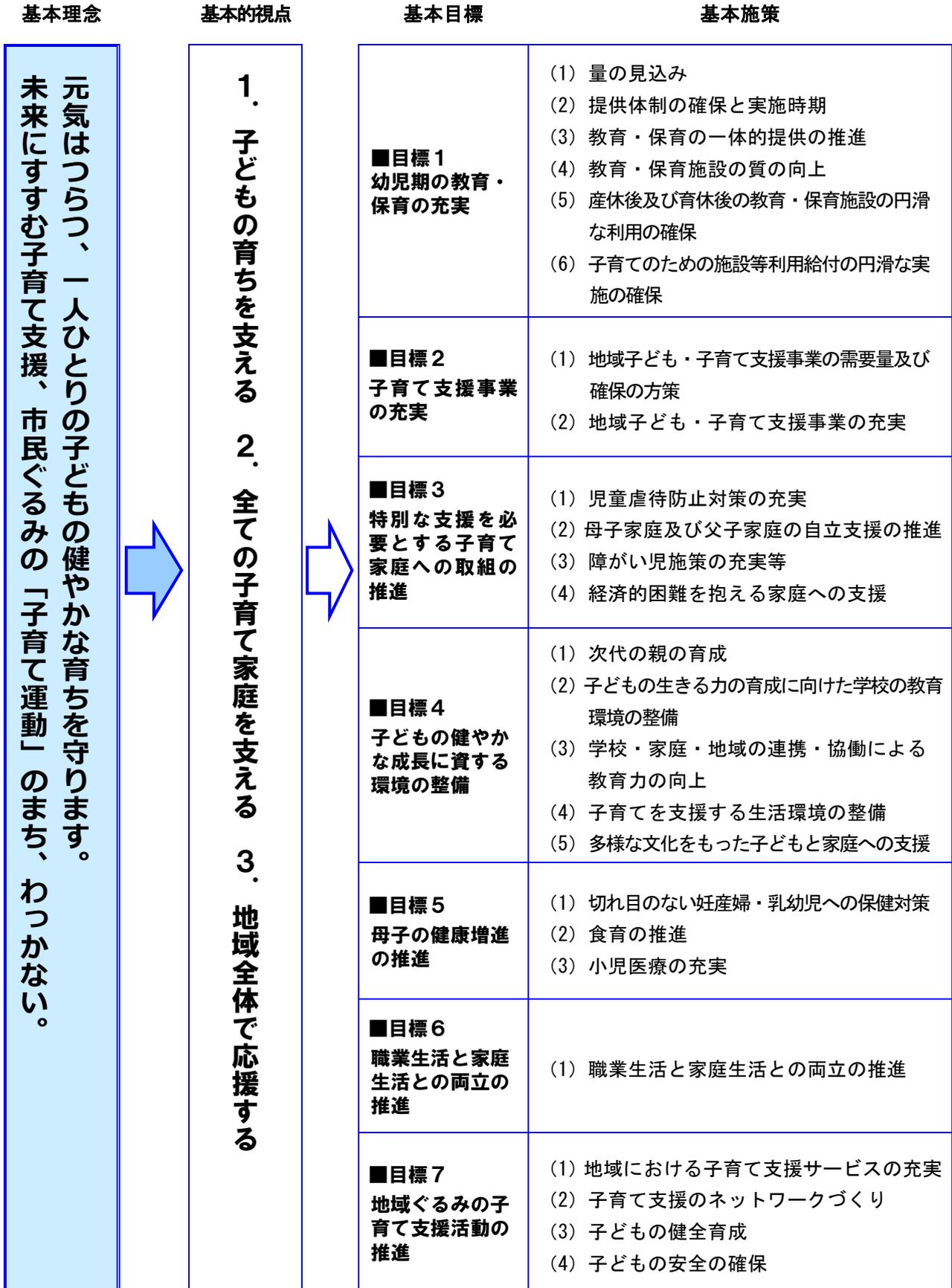
【目標6】 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て家庭の仕事と生活の調和を実現するため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組みます。また、企業等の民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施します。

【目標7】 地域ぐるみの子育て支援活動の推進

子どもの心身の成長や社会性を育むために、町内会やPTA、子育て支援ボランティア団体、各種スポーツ団体等による地域活動を積極的にサポートし、地域ぐるみの子育て支援活動を推進します。

10 施策体系



11 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

● 提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。本市では、現状の提供体制や利用状況等を踏まえ、第1期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業とともに、市内全域を1つの提供区域として設定します。

● 教育・保育の量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定、2号認定 (3歳以上、幼稚園 等を利用希望)	必要利用定員総数-①	427人	379人	359人	338人	329人
	確保方策-②	480人	435人	405人	390人	375人
	過不足(②-①)	53人	56人	46人	52人	46人
	確保方策の内容	現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。				
2号認定 (3歳以上、保育所 等を利用希望)	必要利用定員総数-①	266人	235人	223人	210人	205人
	確保方策-②	284人	274人	264人	264人	264人
	過不足(②-①)	18人	39人	41人	54人	59人
	確保方策の内容	現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。				
3号認定 (0歳、保育所等 を利用希望)	必要利用定員総数-①	44人	46人	48人	51人	53人
	保育利用率	23.1%	25.1%	27.1%	29.1%	31.1%
	確保方策-②	30人	30人	48人	51人	53人
	過不足(②-①)	▲14人	▲16人	0人	0人	0人
	確保方策の内容	定員を拡大するための対策として、令和4年度までに認定こども園の整備や公立保育所の再編を進めていきます。				
3号認定 (1・2歳、保育所 等を利用希望)	必要利用定員総数-①	144人	148人	151人	153人	156人
	保育利用率	36.3%	38.3%	40.3%	42.3%	44.3%
	確保方策-②	131人	131人	151人	153人	156人
	過不足(②-①)	▲13人	▲17人	0人	0人	0人
	確保方策の内容	定員を拡大するための対策として、令和4年度までに認定こども園の整備や公立保育所の再編を進めていきます。				

● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業 (子どもや保護者が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業)					
量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策の内容	母子保健型(主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う)の事業実施に向けて検討します。				
時間外保育事業(延長保育事業) (保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて保育を実施する事業)					
量の見込み	144 人	138 人	132 人	127 人	122 人
確保方策	144 人	138 人	132 人	127 人	122 人
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
放課後児童健全育成事業(学童保育) (共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業)					
量の見込み-①	200 人	203 人	188 人	176 人	159 人
確保方策-②	195 人	230 人	230 人	230 人	230 人
過不足(②-①)	▲5 人	27 人	42 人	54 人	71 人
確保方策の内容	一部の学童保育所で入所申込が定員を超えている状況を踏まえて、小学校の余裕教室など既存の公共施設を有効活用した提供体制の拡大について検討を進めます。				
子育て短期支援事業(ショートステイ) (保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合に里親等において子どもを一定期間養育する事業)					
量の見込み	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保方策	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) (生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供などを行う事業)					
量の見込み	127 人	122 人	117 人	112 人	108 人
確保方策	【実施機関】稚内市健康づくり課				
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 (養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行う事業。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行う。)					
量の見込み	89 人	86 人	82 人	79 人	76 人
確保方策	【実施機関】稚内市健康づくり課、こども課				
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） （公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、就学前までの児童がいる親と子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業）					
量の見込み	638 人回/月	622 人回/月	601 人回/月	584 人回/月	569 人回/月
確保方策(箇所数)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
(利用者数)	638 人回/月	622 人回/月	601 人回/月	584 人回/月	569 人回/月
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
一時預かり事業【就学前】 （保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園や保育所などで保育する事業）					
①幼稚園における在園児対象型					
量の見込み	24,487 人日	21,736 人日	20,590 人日	19,412 人日	18,872 人日
確保方策	24,487 人日	21,736 人日	20,590 人日	19,412 人日	18,872 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
②保育所などにおける一時預かり					
量の見込み	630 人日	599 人日	575 人日	552 人日	536 人日
保育所	454 人日	430 人日	413 人日	397 人日	387 人日
ファミリー・サポート・センター	176 人日	169 人日	162 人日	155 人日	149 人日
確保方策	630 人日	599 人日	575 人日	552 人日	536 人日
保育所	454 人日	430 人日	413 人日	397 人日	387 人日
ファミリー・サポート・センター	176 人日	169 人日	162 人日	155 人日	149 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
病児・病後児保育事業 （保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業）					
量の見込み	95 人日	88 人日	85 人日	81 人日	79 人日
確保方策	95 人日	88 人日	85 人日	81 人日	79 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学後】） （子育ての手助けがほしい人、子育てのお手伝いをしたい人、両方を兼ねる人に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業）					
量の見込み	81 人日	78 人日	75 人日	71 人日	69 人日
確保方策	81 人日	78 人日	75 人日	71 人日	69 人日
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				
妊婦健診事業 （妊娠中の母親とおなかの赤ちゃんの健康状態などを定期的に確認するため、妊婦健康診査の一部を公費負担する事業）					
量の見込み	2,258 人回	2,169 人回	2,081 人回	1,992 人回	1,914 人回
確保方策	【実施機関】 稚内市健康づくり課				
確保方策の内容	現状に引き続き実施します。				

12 各施策の展開

● 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

子ども家庭総合支援拠点の設置について検討するとともに、今後実施する子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等と連携し、地域における切れ目ない子育て支援を活用し、虐待予防に努めます。関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していきます。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等対策総合支援事業や、保育所・学童保育所の入所に際しての配慮等、各種支援策を推進するほか、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や同法に基づく国の基本方針、「北海道母子家庭等自立促進計画」に基づいて、総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につなげていきます。児童発達支援センター等の設置を検討するとともに、医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

経済的な困難を抱える家庭に対して、関係機関と連携しながら、個々の家庭が抱える課題に対応し、支援を必要とする家庭に確実に支援が届く環境整備を図ります。

● 子どもの健やかな成長に資する環境の整備

(1) 次代の親の育成

子育てについての学習の場や「赤ちゃん抱っこ体験」など乳幼児と触れ合える機会を提供し、子育てに関する知識の普及や子どもに対する愛着の醸成に努めます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくりを進め、学校の教育環境の整備・充実に努めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭教育への支援の充実や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な生活を営むことができるよう、良質な住宅や良好な居住環境の確保を図るとともに、道路や公共施設等においてバリアフリー化を進めるなど、外出しやすいまちづくり、交通事故や犯罪防止に配慮したまちづくりを進めます。

(5) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

● 母子の健康増進の推進

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から育児期までにわたる切れ目のない支援を行います。妊婦健診、産婦健診、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導、予防接種等の充実に努めます。

(2) 食育の推進

発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、体験活動の取組を進めます。妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

(3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、関係機関との連携により、小児医療及び小児救急医療の充実・確保に取り組みます。

● 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 職業生活と家庭生活との両立の推進

誰もが働きやすい労働環境への改善に向けた情報提供や、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努めます。また、更なる男女共同参画社会の実現を目指して各種企業支援策を行っていくとともに、保育サービスや放課後児童健全育成事業等の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

● 地域ぐるみの子育て支援活動の推進

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実に図ります。各地域の支援の担い手となる人材を確保できるよう、各団体等へ支援の協力を呼び掛け、高齢者、育児経験豊かな主婦等の地域人材を効果的に活用していきます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワーク体制への支援を行います。本市のホームページや「わからない子育て応援サイト」を活用し、広く子育て支援について情報提供を行います。

(3) 子どもの健全育成

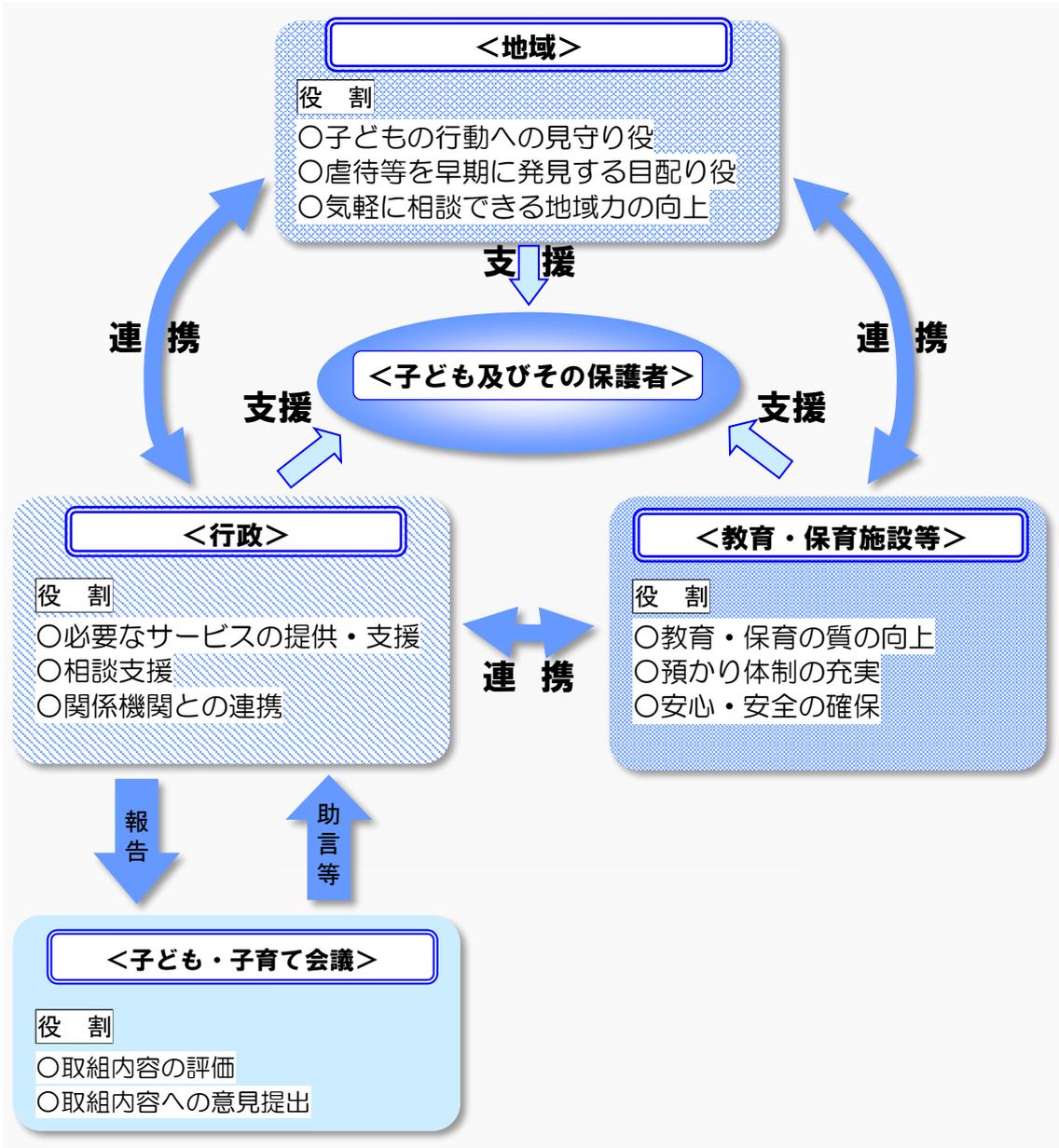
児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成を進めるとともに、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保し、放課後等を安心かつ安全に過ごせるよう、学童保育所や放課後子ども教室などの充実に努めます。

(4) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関等が連携して、防犯活動や教育・啓発活動を行うとともに、被害に遭った子どもに対しては、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

1 3 計画の推進体制

● 関係機関等との連携



● 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況及び計画全体の成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し実効性を確保するため、計画の進捗状況を子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。また、ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図り住民意見を反映した事業を推進します。

第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

(令和2年3月)

■編集：稚内市教育委員会 教育部こども課

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

電話 0162-23-6161 FAX 0162-22-1045